

別紙2 受託候補者を選定するための評価基準

提案書、プレゼンテーション、ヒアリングによる評価

	評価項目	評価基準	配点	
				小計
工程表、実施方針、体制、ヒアリング	(1) 業務への取組意欲、理解度	業務に対して積極的な取組姿勢が見られ、応募した動機が明確化されている場合及び、本事業の目的及び内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5 点	20 点
	(2) 業務実績、専門技術力の確認	これまでの業務実績等を勘案し、本業務に必要な専門技術力を有していることが伺える場合、優位に評価する。	5 点	
	(3) 実施体制	履行期間内に、提案した業務を確実に実行できる体制か。業務のスケジュール、進行管理等を適切に把握し円滑に運営可能か。	5 点	
	(4) 実施手順	業務実施手順を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5 点	
必須事項に対する技術提案	(5) 生産者の個別支援事業	生産者の個別支援事業全体について、具体的かつ効果的に示された場合に評価する。	20 点	80 点
	(6) 個別支援の実施内容	下記のことが示された場合に優位に評価する。 ・支援内容が、生産者の所得向上に効果的である。 ・ブランディングや課題解決の一助となる。	25 点	
	(7) 個別相談窓口の設置	下記のことが示された場合に優位に評価する。 ・随時相談できる体制が整っている。 ・相談内容について、的確で効果的なアドバイスができる。	15 点	
	(9) 事業効果	本事業の効果を目標として定量的に設定していること（EC 新規参入事業者数、売上目標等）。なお、その目標の実現性が高い場合に優位に評価する。	20 点	
	評価合計		100 点	

※「提案書、ヒアリングによる評価」において、評価の対象としない場合

業務実施体制	本業務の一部を再委託又は技術協力を受けて実施する予定である場合、業務の分担構成が不明確又は不自然な場合は評価の対象としない。
業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れている、又は提案内容に対して見積が不適切であると判断される場合は、評価の対象としない。